

ご存じですか？

生命保険料控除制度



「生命保険料控除」とは？

個人が生命保険に加入して生命保険料を支払うと、多くの場合、その支払った保険料が生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除とは、個人の所得税および住民税における所得控除の1つであり、適用されると課税所得がその分減少して、税金が軽減されます。

生命保険料控除制度のポイント

- ご契約日が、平成24年(2012年)1月1日以降の場合は「新制度」、平成23年(2011年)12月31日以前の場合は「旧制度」が適用されます。
- 「新制度」は、「介護医療保険料控除」が新設され、3つの生命保険料控除の適用限度額の合計が所得税で最大12万円に拡充されました。

| | 一般生命保険料控除 | 介護医療保険料控除 | 個人年金保険料控除 |
|--|--|--|--|
| 【旧制度】 ご契約日が 平成23年(2011年) 12月31日以前の契約 | 【適用限度額】 所得税 50,000円 住民税 35,000円 | — | 【適用限度額】 所得税 50,000円 住民税 35,000円 |
| | 【2つの控除の適用限度額の合計】 所得税 100,000円 ・住民税 70,000円 | | |
| 【新制度】 ご契約日が 平成24年(2012年) 1月1日以降の契約 | 【適用限度額】 所得税 40,000円 住民税 28,000円 | 【適用限度額】 所得税 40,000円 住民税 28,000円 | 【適用限度額】 所得税 40,000円 住民税 28,000円 |
| | 【3つの控除の適用限度額の合計】 所得税 120,000円 ・住民税 70,000円* | | |

控除額の計算方法は、裏面<1. 生命保険料控除制度の概要>をご参照ください。

*住民税の所得控除限度額はそれぞれ2.8万円ですが、合計した場合は7万円が限度額となりますのでご注意ください。

税金の軽減例

平成24年(2012年)1月1日以降に死亡保険、医療保険、個人年金保険に新規にご契約いただき、それぞれ年間保険料を8万円以上お支払いいただくと・・・

税金が合計31,500円軽減される場合 もあります！

※年収により軽減額が異なります。詳細は裏面<2. 税金の軽減例>をご参照ください。

※軽減額は所得税と住民税の合計です。

1. 生命保険料控除制度の概要

(1) 3つの控除枠について

「旧制度」の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて、「新制度」では「介護医療保険料控除」が新設され、3つの控除枠による制度に変更されました。それぞれの控除の概要は下記のとおりです。

| | |
|-----------|--|
| 一般生命保険料控除 | 生存または死亡に基因して支払われる保険金・その他給付金に係る保険料等 (例) 定期保険、養老保険、終身保険 |
| 介護医療保険料控除 | 入院・通院等にもなう給付部分に係る保険料等 (例) 医療保険、がん保険、介護保険 |
| 個人年金保険料控除 | 個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険契約に係る保険料等 (例) 個人年金保険 |

※死亡保障と介護保障や医療保障を兼ねた組込型の保険については、法令等に基づき一定の条件を満たす場合に「介護医療保険料控除」の対象となります。
※平成24年(2012年)1月1日以降に契約締結した生命保険契約のうち、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約等に係る保険料は、生命保険料控除の対象外になります。

(2) 生命保険料控除額の計算方法

1月～12月(1年間)にお支払いいただく保険料の金額によって、次の割合で所得控除が受けられ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

①「旧制度」での所得税・住民税の生命保険料控除額は以下のとおり算出します。

「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」とも控除額の計算方法は同じです。

<所得税における控除枠>

| 年間の払込保険料額 | 控除される額 |
|--------------------|---------------------|
| 25,000円以下 | 年間払込保険料の全額 |
| 25,000円超50,000円以下 | 年間払込保険料×1/2+12,500円 |
| 50,000円超100,000円以下 | 年間払込保険料×1/4+25,000円 |
| 100,000円超 | 一律50,000円 |

<住民税における控除枠>

| 年間の払込保険料額 | 控除される額 |
|-------------------|---------------------|
| 15,000円以下 | 年間払込保険料の全額 |
| 15,000円超40,000円以下 | 年間払込保険料×1/2+7,500円 |
| 40,000円超70,000円以下 | 年間払込保険料×1/4+17,500円 |
| 70,000円超 | 一律35,000円 |

※一般・個人年金の2つの保険料控除枠で、所得税は最大100,000円の控除、住民税は最大70,000円の控除。

②「新制度」での所得税・住民税の生命保険料控除額は以下のとおり算出します。

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」とも控除額の計算方法は同じです。

<所得税における控除枠>

| 年間の払込保険料額 | 控除される額 |
|-------------------|---------------------|
| 20,000円以下 | 年間払込保険料の全額 |
| 20,000円超40,000円以下 | 年間払込保険料×1/2+10,000円 |
| 40,000円超80,000円以下 | 年間払込保険料×1/4+20,000円 |
| 80,000円超 | 一律40,000円 |

<住民税における控除枠>

| 年間の払込保険料額 | 控除される額 |
|-------------------|---------------------|
| 12,000円以下 | 年間払込保険料の全額 |
| 12,000円超32,000円以下 | 年間払込保険料×1/2+6,000円 |
| 32,000円超56,000円以下 | 年間払込保険料×1/4+14,000円 |
| 56,000円超 | 一律28,000円 |

※一般・介護医療・個人年金の3つの保険料控除枠で、所得税は最大120,000円の控除、住民税は最大70,000円の控除。
(注)「旧制度」と「新制度」の双方の保険料控除を受ける場合には、所得税で最大120,000円の控除、住民税で最大70,000円の控除。

2. 税金の軽減例

平成24年(2012年)1月1日以降に定期保険・医療保険・個人年金保険をご契約され、それぞれ年間8万円以上の保険料をお支払いいただいた場合の例です。家族構成:夫婦と子1人の場合。

| 年収 (給与収入) | 年間の軽減税額 | | |
|--------------|---------|--------|---------|
| | 所得税 | 住民税 | 合計 |
| 500万円 | 6,100円 | 7,000円 | 13,100円 |
| 700万円 | 12,200円 | 7,000円 | 19,200円 |
| 1,000万円 | 24,500円 | 7,000円 | 31,500円 |

・社会保険料控除は財務省試算用指数を使用。
・住民税の均等割は人口50万人以上の市における標準税率(4,000円)。(平成26年度から令和5年度まで、道府県民税、市町村民税を各500円、計1,000円を加算)
・課税所得は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨て。ただし、復興特別所得税は1円未満切り捨て。
・課税所得の計算:給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除(所得税最高38万円、住民税最高33万円)、扶養控除(一般(16歳～18歳)所得税38万円、住民税33万円)、基礎控除(所得税48万円、住民税43万円)を差し引き算出。
・一般の控除対象扶養親族1人として計算。
・復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が平成25年分から令和19年分まで課税される(給与所得者は源泉徴収による)。1円未満切り捨て。

出典:新日本保険新聞社「令和5年度版 保険税務のすべて」

※生命保険料控除額を計算する場合の保険料は、その年中に支払いを受けた配当金等があれば、その額を差引いた保険料となります。

このチラシに記載の税務の取扱いは、2023年6月現在の税制に基づく一般的な取扱いについて記載しております。税務上の取扱いが税制改正などで変更となることがありますのでご注意ください。個別の取扱い等につきましては、所轄の税務署・税理士等専門家にご確認ください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

本社募資 23-KL01-SZ002 C76-10355 改定 202307